

2019年8月31日

お客様各位

株式会社タリー
経理部

消費税法改正に伴うご案内

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご高承のことと存じますが、消費税法改正に伴い、2019年10月1日より消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。

つきましては、消費税変更に伴うご請求に関しまして、下記の通りご案内申し上げますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

■ レンタルについて

項目	消費税率	ご請求月
2019年9月30日までのご使用	8%	2019年9月
2019年10月1日ご使用分以降	10%	2019年10月
2019年9月から2019年10月に月をまたいでご使用	2019年9月分（消費税8%）と2019年10月分（消費税10%）に分けて請求書をご発行させていただきます ※日数割引が適用対象の機材分のご請求につきましては、10月分のご請求にて、日数割引後の日数になるようご調整致します	

【レンタルのご請求に関するお問い合わせ先】

担当部署：レンタル部

連絡先：TEL：03-3560-2866

■ デジタイズについて

項目	消費税率	ご請求月
2019年9月30日までのご納品	8%	2019年9月
2019年10月1日以降ご納品	10%	2019年10月

【デジタイズのご請求に関するお問い合わせ先】

担当部署：デジタイズ部

連絡先：TEL：03-6253-7175

以上